

点検業務の細目及び基準

点検業務の実施項目

区分	電気工作物		実施項目	摘要
監視	使用場所の設備 低圧電線路及び	配線及び 機械器具	絶縁監視	絶縁監視装置等を設置している場合を対象とする。
月次点検	電気設備 全般		外部点検 (注) 非常用予備電源装置については、外部点検以外に、発電装置は起動停止の状態を、蓄電池は電解液量をそれぞれ確認、点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧・電流のチェック（配電盤等に計測器の取付けてあるもの）及び漏洩電流の測定を行う。ただし、絶縁監視装置を設置している場合は、漏洩電流の測定を省略することができる。
年次点検	受電設備	責任分界点となる開閉器 引込口配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		受配電盤	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		計器用変成器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		保安装置 (継電器)	外部精密点検 動作試験（表示・警報）	手動による（継電器のテストボタン等により作動させる。）
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験（表示・警報）	手動による（継電器のテストボタン等により作動させる。）
		変圧器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		その他機器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
	構内	接地装置	外部精密点検 ※1 接地抵抗測定	
	電線路	外部精密点検 絶縁抵抗測定		

区分	電気工作物		実施項目	摘要
年次点検	電線路	接地装置	※3外部精密点検 ※1接地抵抗測定	
		配線及び機械器具	※3外部精密点検 ※2絶縁抵抗測定	
	使用場所の設備	接地装置	※3外部精密点検 ※1接地抵抗測定	
		発電装置	※3外部精密点検 絶縁抵抗測定	
	非常用予備電源装置	蓄電池	※3外部精密点検 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定は充電器の電源回路のみ実施する。
		接地装置	※3外部精密点検 ※1接地抵抗測定	
臨時点検	受配電盤		計器校正試験	誤差が大きく校正試験が必要なとき実施する。
	保安装置		継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験	
	高圧機器の絶縁油 (変圧器等)		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績があり点検を必要とするとき実施する。
			絶縁油の絶縁耐力及び酸価試験	絶縁油点検の結果により実施する。
	非常用予備電源装置	発電装置	制御装置試験 (シーケンス試験)	
		蓄電池装置	セル電圧、液比重、液温の測定	
	電気設備全般		外部点検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。
高圧遮断器 高圧開閉器		内部点検		

- (注) 1. 年次点検で※1を付した項目は過去の実績により、規定値を上回らないと判断される場合は、受託者と協議して測定周期を延長することがある。
2. 外部精密点検には端子締付点検を含む。
3. 年次点検で※2を付した項目は絶縁監視装置の監視記録又は漏電遮断機の動作状況等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は測定周期を延長することがある。ただし測定周期の延長限度は1年とする。
4. 監視、月次、年次、臨時点検は、上記の実施項目によって主として乙に実施させる。
5. 年次点検で※3を付した項目は、別紙1-5「停電作業年度計画予定表」による停電作業実施年度の場合のみとする。